

## 第 3 回

# 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 提 出 案 件

日 時 平成15年9月29日 午後2時  
場 所 シャインプラザ平安閣秋田  
2階万葉の間



## 目 次

議案第16号	市町村建設計画に関する件 . . . . .	1
議案第17号	地方税の取扱いに関する件 . . . . .	4
議案第18号	町（字）の区域および名称の取扱いに関する件 . . . . .	6
議案第19号	慣行の取扱いに関する件 . . . . .	10
議案第20号	都市計画の取扱いに関する件 . . . . .	12



議案第16号

市町村建設計画に関する件

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項に規定する市町村建設計画を次のとおり定めることについて、協議を求める。

新市の市町村建設計画は、別紙のとおりとする。

平成15年9月29日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久



(別紙)

# 緑あふれる新県都 プラン（素案）

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

# 目次

## 第1章 合併の必要性和効果

---

- 1 合併の必要性 .....1
- 2 合併の効果 .....2

## 第2章 計画の策定方針

---

- 1 計画策定の趣旨 .....4
- 2 計画の構成 .....4
- 3 計画の期間 .....4

## 第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況

---

- 1 歴史 .....5
- 2 位置・地勢 .....7
- 3 人口・世帯 .....8

## 第4章 人口フレーム

---

- 1 人口と世帯 .....11
- 2 就業区分 .....12

## 第5章 まちづくりの基本方針

---

- 1 まちづくりの目標 .....13
- 2 まちづくりの方向 .....14
- 3 地域別振興計画の方針 .....15

## 第6章 まちづくり計画

---

- 第1 施策体系 .....20
- 第2 施策展開 .....

## 第7章 公共施設の統合整備

---

## 第8章 財政計画

---



## 第1章 合併の必要性と効果

### 1 合併の必要性

#### (1) 地方分権の進展

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権が現実の歩みをはじめると、21世紀は新たな地方の時代であると言われていています。すなわち、分権による行政権限の拡大等を背景に、住民に最も身近な行政主体である市町村が、知恵と創意工夫と行動力で、地域、ひいては我が国全体の発展をも主体的に担っていくべき時代となっているのです。

こうしたことを受け、基礎的自治体である市町村においては、さらなる行財政基盤の強化と政策形成能力の向上等が必要となっていることから、ともに都市圏を形成する秋田市、河辺町および雄和町においても、地方自治を取り巻く環境変化へ適切に対応していくため、市町合併への取り組みが必要となっています。

#### (2) 生活圏の広域化と1市2町の一体性

##### 生活圏の広域化

現在の市町村の枠組みができた昭和30年前後の昭和の大合併以降、住民の生活圏域は大きく広がりました。そして市町村の枠を越えて公共サービスを受ける人が増えてきた結果、病院や図書館、体育施設、道路といった公共施設の利用等に関して、受益と負担の不均衡が生じています。

また、その一方で、行政には広がった生活圏に対応したより広域的な行政サービスの提供が求められています。

こうしたことから、市町合併により、生活圏に対応した行政区域の確立と広域的行政サービスの実現をはかっていくことが必要となっています。

##### 1市2町の強い一体性

秋田市、河辺町および雄和町では、既に、ごみやし尿の処理、教科書採択、消防・救急業務などの分野において、連携して広域的な取り組みを行っています。

さらに、医師会やJA、森林組合、交通安全指導隊連合会といった公共的団体が1市2町の圏域において統一的に組織されていることに加え、多くの通勤・通学者や買い物客等が両町から秋田市に流入しているなど、1市2町は現時点で相当の一体性を有しており、合併は極めて自然な流れであると言えます。

このように、日常生活圏が既に一体化している状況で、真に自立した住民自治の達成や住民福祉の向上をはかっていくため、市町合併により住民の生活実態に即した地方自治体を形づくっていくことが必要となっています。

#### (3) 少子高齢化や住民ニーズの高度化等社会変化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（中位推計）によれば、我が国

の総人口は平成18年（2006年）をピークに減少に転じると予測されています。また、年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）が大幅に増加し、急速に高齢化が進むとされています。

1市2町においても同様の現象が予測され、11ページにあるとおり、平成22年をピークに総人口は減少に転じ、平成27年には、老年人口比率は25.4%と平成12年から7.3ポイント増加する見込みとなっています。そして、少子高齢化の進行と同時に、生産年齢人口の減少が進むことから、従来のような右肩上がりの持続的な経済成長や税収増は望めない状況となっています。

一方で、人々の価値観の多様化等に伴い、行政に対する住民ニーズはますます高度化し、行政には、より質の高い行政サービスの提供が求められています。こうしたことから、今後の厳しい財政状況下で、現在の行政水準の維持・向上をはかっていくため、市町合併により行財政運営の一層の効率化とさらなる行政経営能力の強化をはかっていくことが必要となっています。

## 2 合併の効果

### (1) 地域資源の有効活用と県都・中核市としての役割発揮

今後予想される厳しい都市間競争の中で、地域の特性を活かしつつ独自のまちづくりを進めていくことが、都市の持続的発展と住民幸福の実現には不可欠となっています。

市町合併による行政区域の拡大は、自然・人材・文化などの地域資源が増えることにつながりますが、1市2町の合併においても、港湾・空港・インターチェンジといった交通結節点、豊かな自然環境、地域に根ざした伝統文化など、それぞれの持つ有形・無形の地域資源の一体的活用が可能となります。

市町合併に伴い、それぞれの地域資源を十分に連携・活用していくことで、今までになかった、地域の新たな発展可能性を創出することにより、さらに都市個性を発揮するとともに、交通基盤の整備進展など交通環境が向上する中で、県都・中核市として、さらに強い力で全県域を牽引していくことが可能になります。

### (2) 生活圏域と行政区域の整合と広域的行政の推進

人々の生活圏域が大きく広がり、行政サービスに関する受益と負担の不均衡が生じる一方で、生活圏に対応した広域的行政サービスの提供が求められています。

市町合併による行政区域の拡大は、住民の生活圏域と行政区域の整合をはかり、各種の行政サービスに関する受益と負担の適正化を進めることにつながります。また、市町合併に伴い、公共施設の相互利用が進むことから、住民サービスの向上と公共施設の有効利用がはかられます。さらに、住民生活に即した広域的な観点から、圏域における一体的な行政サービスの供給やより効率的かつ効果的な公共施設整備・土地利用をはかっていくことが可能となります。

### (3) 自治能力の向上

地方財政を取り巻く状況が年々厳しさを増す一方、地方自治体に対する住民ニーズは高度化・多様化しており、市町村には、さらなる自己改革による行財政基盤の強化と行政経営能力の向上が求められています。

市町合併は、管理部門の統合や職員・議員数の削減に加え、類似施設の重複や二重投資の回避等による効率的かつ重点的な公共投資につながるなど、地域総体として、行財政運営の効率化と強固な財政基盤の確立を可能にします。

さらに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成がはかれるなど、政策形成能力の向上が期待できるとともに、ボランティア等多様な市民活動の広域的な調整・支援が可能になるなど、地域全体のさらなる自治能力の向上を可能とします。

## 第2章 計画の策定方針

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、第5次河辺町総合発展計画と雄和町総合発展計画を継承するとともに、第10次秋田市総合計画を踏まえ、秋田市、河辺町および雄和町の合併後の新たなまちづくりの基本方針と、これに基づく施策等を定めるもので、その実現をはかることにより、1市2町全体の発展と速やかな一体性の確保、そして住民生活のさらなる向上をめざすものです。

### 2 計画の構成

本計画は、次の項目により構成しています。

- 第1章 合併の必要性と効果
- 第2章 計画の策定方針
- 第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況
- 第4章 人口フレーム
- 第5章 まちづくりの基本方針
- 第6章 まちづくり計画
- 第7章 公共施設の統合整備
- 第8章 財政計画

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の計画期間との整合をはかるため、平成17年度（2005年度）から平成27年度（2015年度）までの11年間とし、前期6年（平成17年度～22年度）、後期5年（平成23年度～平成27年度）とします。

## 第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況

### 1 歴史

#### (1) 秋田市

秋田市の開発は、1200年余前にさかのぼり、天平5年(733年)、大和朝廷が北辺守備の拠点として、高清水の丘に出羽柵(秋田城)を設置したことにはじまります。

その後、南北朝、室町時代を経て、足利末期の戦国時代には、安東氏(のち秋田氏)が土崎地区に湊城を築城し、政治、経済、文化の中心として繁栄しました。

そして慶長7年(1602年)、当時「窪田(くぼた)」と称した寒村に、佐竹氏が水戸から推定1万から1万5千人の人々とともに移り住みました。

佐竹氏は、神明山(後の千秋公園)に新城を築き、侍町の内町、町人町の外町の町割りを行いました。このまちづくりは、当時としては優れた都市計画であり、防御、出撃を主眼とした戦略的なまちづくりでした。

明治4年の廃藩置県後、現秋田市は久保田から秋田と改称され、県庁所在地となりました。明治10年ごろ、秋田町と呼ばれた頃は、世帯数約9,700、人口約32,000人の町でしたが、明治19年の大火と悪疫の流行により、町勢は衰え、人口も減少し、明治22年の市制施行当時の秋田市は、面積6.9km<sup>2</sup>、世帯数約6,600、人口約29,000人でした。

その後、秋田市は前後8回にわたる町村合併や雄物川放水路の開通、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、鉱物資源の開発そして羽越、奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましく発展しました。現在の市域は460.10km<sup>2</sup>、平成12年の国勢調査では、世帯数122,971、人口317,625人を数えます。平成9年4月1日には中核市となり、地方分権の旗手として、市政への市民参画による市民主体のまちづくりを進め、現在に至っています。

#### (2) 河辺町

中世の頃の河辺町は、各地に豪族などが城砦をかまえ、その周りに人が集まり集落を形成していったと想定されます。

永正年中(1504~1521)に黒川肥後という人がこの地方を支配したとされており、その後永禄元年(1558)畠山重村が豊島城を築き、豊島玄藩頭と称し、その支配地域を豊島郡と呼びました。

幕末の頃には、岩見・三内の両村が独立しており、和田は、和田・諸井・高岡・赤平・神内・大張野・大沢の7か村からなっていました。また、豊島は、野田高屋(戸島)・畑谷・豊成・北野田高屋・松淵の5か村を併せていました。

明治22年には、岩見・三内の両村が合併して岩見三内村となりました。また、和田は和田・諸井・高岡・赤平・神内・大張野・大沢の7か村を併せて和田村となり、豊島は野田高屋・畑谷・豊成・北野田高屋・松淵の5か村が合併し、豊島

村となりました。

その後、昭和10年に和田村が町制実施により和田町となり、昭和30年3月31日には、町村合併により、経済的、文化的、かつ地理的にも密接な関係にあった岩見三内村・和田町・豊島村の3か町村がそれぞれの町村を廃し、新しく河辺町として発足し、現在に至っています。

### (3) 雄和町

雄和町の主な開発は、奈良時代(710~784)の後期に秋田の古代交通の要所として「羽後の駅路」、「羽州の駅路」が開かれ、さらに、平安時代(794~1192)初期に、東征従軍士などが土着して開拓を進めたことにはじまるとされています。

江戸時代には、雄物川を利用した水路交通の要所として、幾多の乱世の変遷を経ながら、約270年間は戸米川・種平・川添地区が久保田藩佐竹氏、大正寺・下黒瀬地区が亀田藩岩城氏の所領として、その藩下におかれていました。

その後、樺台の糠塚森が最後の戦場となった戊申の役(慶応4年)を経て明治となり、明治11年の郡区町村編成にあたり、現在の戸米川地区・種平地区・川添地区は河辺郡に、大正寺地区は由利郡に所属していましたが、昭和23年に大正寺地区が河辺郡に編入されています。

その後昭和31年9月30日に、大正寺・戸米川・種平の各村が合併して雄和村が誕生し、翌32年6月1日には、川添村が合併して現在の行政区となっています。

町名の「雄和」は高雄の峰(高尾山)、雄物の流れにちなみ、さらに郷土の融(雄)和一体を信条として、清新な自治の伸長を記念し、命名されたものです。昭和47年4月1日には、町制を施行し、その後、秋田県の空の玄関口である秋田空港の開港(昭和56年6月26日)などを契機に各種社会資本の整備が進むなど、発展を遂げながら現在に至っています。

表1 1市2町の合併等の状況

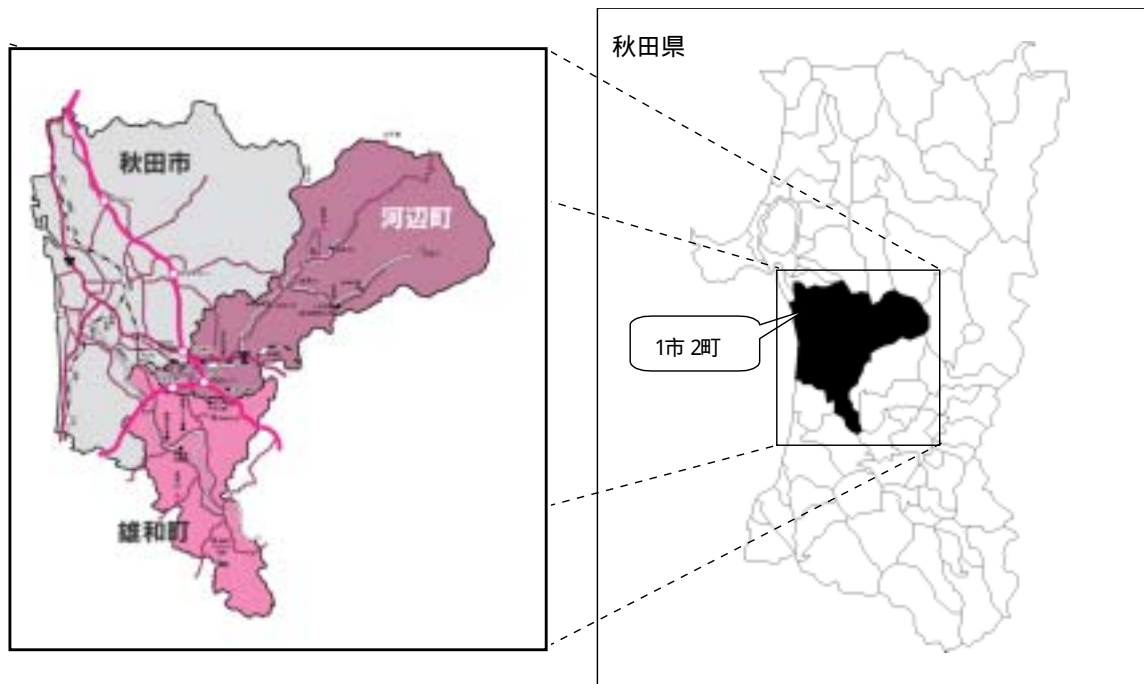
区 分	合 併 等 の 状 況
秋田市	明治22. 4. 1 市制施行
	大正13. 4. 1 編入 牛島町
	大正15. 4. 1 編入 川尻村
	昭和 8. 3.14 編入 旭川村
	昭和16. 4. 1 編入 土崎港町 寺内町 広山田村 新屋町
	昭和29.10. 1 編入 太平村 外旭川村 飯島村 下新城村 上新城村 浜田村 豊岩村 仁井田村 四ツ小屋村 上北手村 下北手村 下浜村
	昭和30. 1. 1 編入 金足村
河辺町	昭和30. 3.31 合体 和田町 岩見三内村 豊島村
雄和町	昭和31. 9. 30 合体(雄和村設置) 種平村 戸米川村 大正寺村
	昭和32. 6. 1 編入 川添村
	昭和47. 4. 1 町制施行



## 2 位置・地勢

秋田市、河辺町、雄和町は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置しています。

図1 1市2町位置図



秋田市は、東には秋田杉におおわれた出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がっており、緑豊かな山と川と海に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。

その東部のほとんどが山地および丘陵地帯で、標高1,171mの太平山頂を境に斜面一帯には国有林が広がっています。市内に点在している丘陵地として、大森山、金照寺山、手形山、千秋公園、高清水の丘、勝平山などがあります。

南部を流れる雄物川は、県の東南端の栗駒山に源を発し、雄勝、平鹿、仙北、河辺の4郡の穀倉地帯を流れ、秋田市で日本海に注いでいます。

雄物川、太平川、旭川、新城川の下流一帯には、秋田平野が北北西から南南東にかけて延長16kmにわたって広がり、沖積層からなる肥沃な生産力の高い土地となっています。

海岸線は単調であり、その延長は約23.5km、内陸は海岸線より1～2km幅の砂丘地が南北に走っています。

河辺町は、秋田市の東側に位置し、町の東北部岩見山・財の神国有林から源を発する岩見川が町の西部へ流れ、秋田市四ツ小屋付近で雄物川と合流しています。

町の総面積は301.06km<sup>2</sup>で、そのうち、森林が85.8%と大部分を占めています。

また、町の北東には町の全面積の6割を占める国有林があり、太平山を中心に、秋田30景の岨谷峡や新秋田30景の三内渓谷、国指定天然記念物の筑紫森といった景

勝地が点在しています。

雄和町は秋田市の東南にあって、秋田平野の南部と横手盆地をつなぐ地峡部に位置しています。

面積は144.51km<sup>2</sup>、地形は東西17.35km、南北27.40kmで南北に長い三角形となっており、町の中央部を県内最大河川である雄物川が町域を東西に二分しながら流れ、平坦で肥沃な耕地を展開させているものの、町の66%は森林が占めています。

1市2町の面積の合計は905.67km<sup>2</sup>で、県の総面積の7.8%を占めます。

表1 面積の状況

(単位：km<sup>2</sup>、人/km<sup>2</sup>)

区 分	総面積	可住地 面積	総面積に占める 可住地面積比率	人口密度	
				総面積 人口密度	可住地面積 人口密度
秋田市	460.10	187.24	40.7%	690.3	1,696.4
河辺町	301.06	43.77	14.5%	35.4	243.8
雄和町	144.51	49.48	34.2%	57.8	168.8
1市2町	905.67	280.49	31.0%	371.7	1,200.2

資料：統計で見る市区町村のすがた2002（改定版）

### 3 人口・世帯

#### (1) 総人口・総世帯

平成12年国勢調査によると、秋田市は、人口317,625人、世帯数122,971世帯で、人口は増加傾向を示しています。人口増加率は、昭和60年から平成2年の国勢調査間が2.01%、平成2年から平成7年の間で3.17%と伸びたものの、平成7年から平成12年の間で1.82%に下がり、増加率は鈍化しています。

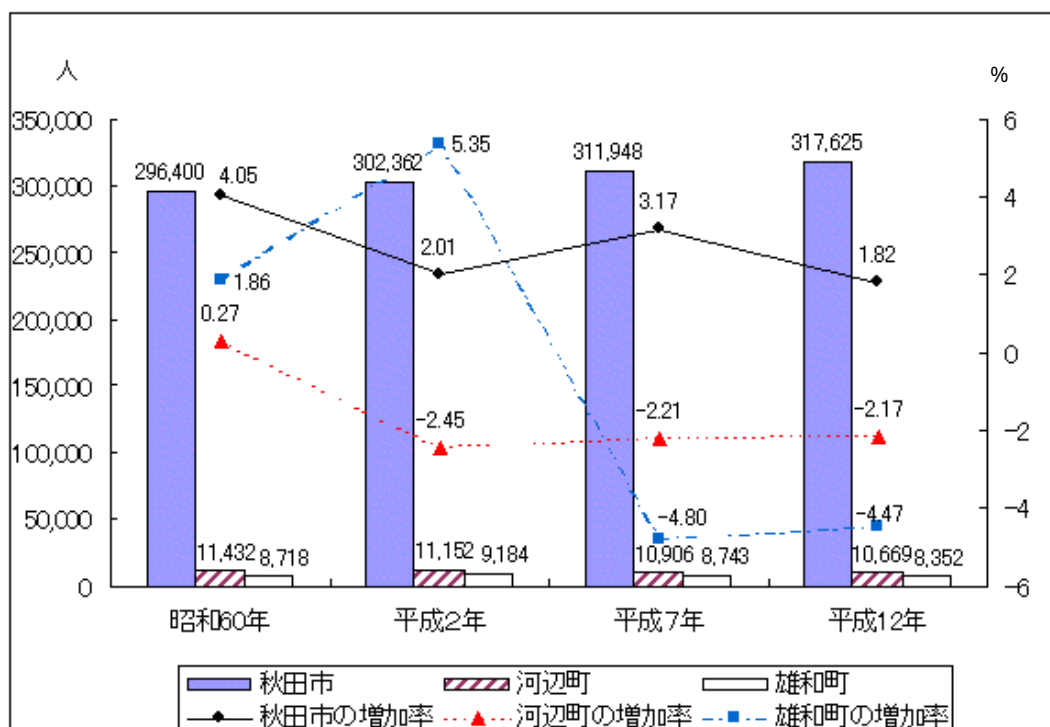
河辺町は、人口10,669人、世帯数3,025世帯で、昭和60年以降は、5年ごとに概ね2%ずつ人口が減少しています。

雄和町は、人口8,352人、世帯数2,173世帯で、人口は、昭和60年から平成2年にかけて5.35%増加したものの、平成2年以降は5年ごとに4.5%前後減少しています。

世帯数については、1市2町いずれも増加傾向を示しています。



図2 1市2町の人口と5年前からの人口増加率の推移



資料：国勢調査

表2 世帯数の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	(平成12年)
秋田市	97,972	104,833	115,050	122,971
河辺町	2,795	2,832	2,941	3,025
雄和町	1,965	2,071	2,096	2,173
1市2町	102,732	109,736	120,087	128,169

資料：国勢調査

(2) 年齢別

年齢別構成比は、平成12年国勢調査によると、年少人口（0～14歳）の構成比では、秋田市の14.4%に対し、河辺町12.6%、雄和町11.9%と割合が低くなっています。

また、老年人口（65歳以上）の構成比では、秋田市の17.5%に対し、河辺町27.4%、雄和町26.0%と10ポイント近く割合が高くなっています。

また、昭和60年以降の状況を見ると、1市2町いずれも、年少人口（0～14歳）比が減少傾向を示しているのに対し、老年人口（65歳以上）比が増加傾向を示しており、年々少子高齢化が進行しています。

表3 1市2町の年齢別構成の推移

(単位：人、%)

区分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
秋田市	15歳未満	61,690	20.8	55,508	18.4	50,169	16.1	45,655	14.4
	15～64歳	208,011	70.2	212,044	70.2	216,535	69.4	216,200	68.1
	65歳以上	26,631	9.0	34,509	11.4	45,117	14.5	55,689	17.5
河辺町	15歳未満	2,086	18.2	1,857	16.7	1,589	14.6	1,346	12.6
	15～64歳	7,844	68.6	7,351	65.9	6,823	62.6	6,398	60.0
	65歳以上	1,502	13.1	1,944	17.4	2,494	22.9	2,925	27.4
雄和町	15歳未満	1,568	18.0	1,573	17.1	1,265	14.5	990	11.9
	15～64歳	5,850	67.1	6,109	66.5	5,619	64.3	5,187	62.1
	65歳以上	1,300	14.9	1,502	16.4	1,859	21.3	2,175	26.0
1市2町	15歳未満	65,344	20.6	58,938	18.3	53,023	16.0	47,991	14.3
	15～64歳	221,705	70.1	225,504	69.9	228,977	69.1	227,785	67.7
	65歳以上	29,433	9.3	37,955	11.8	49,470	14.9	60,789	18.1

資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

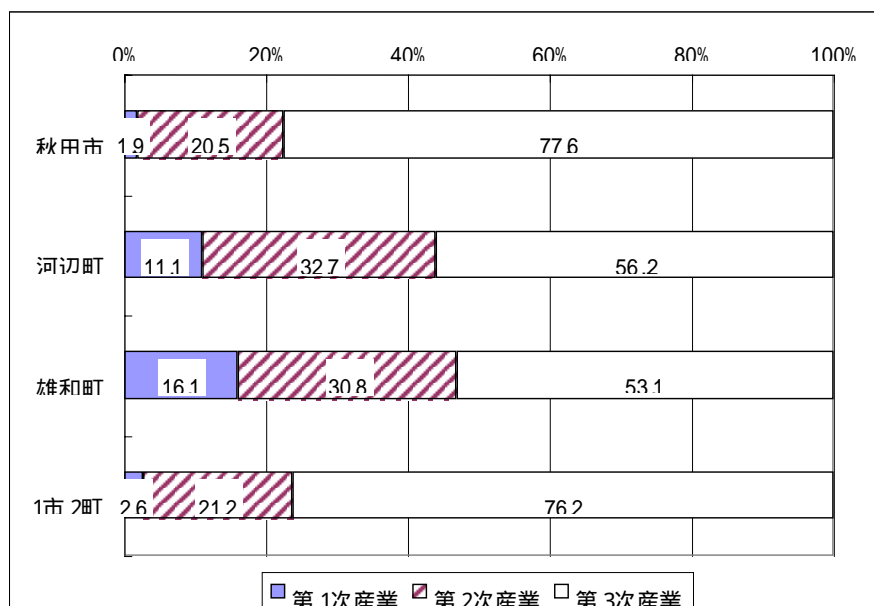
(3) 就業区分別

平成12年の市町別の産業別就業人口の構成比率を見ると、秋田市は、商業やサービス業などの第3次産業が77.6%を占め、最も高くなっています。

これに対して、河辺町、雄和町では、第1次産業の割合がそれぞれ11.1%、16.1%を占めており、秋田市の1.9%に比べ高い割合を示しています。

また、第2次産業についても、河辺町、雄和町では、それぞれ32.7%、30.8%を占め、秋田市の20.5%に比べ高くなっています。

図3 産業別就業人口の構成比率



資料：国勢調査（平成12年）（分類不能を除く）

## 第4章 人口フレーム

### 1 人口と世帯

新市の将来人口を推計した結果、総人口は平成22年をピークとして減少に転じ、平成27年には336,565人となることを見込まれます。

年齢階層別人口とその構成比率については、年少人口および生産年齢人口では減少していく一方で、老年人口では増加していくことを見込まれます。

また、世帯数については、一世帯当たり人数の減少に伴い増加することを見込まれ、平成27年では世帯数が155,972世帯、一世帯当たり人数が2.16人と推計されます。

表4 人口および世帯の推計

(単位：人、世帯、%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率			
					H12-H17	H17-H22	H22-H27	
総 人 口	336,646	340,640	340,704	336,565	0.24	0.00	0.24	
性別人口	男	161,147 47.9	163,059 47.9	163,124 47.9	161,182 47.9	0.24	0.01	0.24
	女	175,499 52.1	177,581 52.1	177,580 52.1	175,383 52.1	0.24	0.00	0.25
年齢階層別人口	年少人口 (14歳以下)	47,991 14.2	46,530 13.7	45,317 13.3	43,607 13.0	0.61	0.52	0.76
	生産年齢人口 (15～64歳)	227,785 67.7	224,619 65.9	219,533 64.4	207,304 61.6	0.28	0.45	1.11
	老年人口 (65歳以上)	60,789 18.1	69,491 20.4	75,854 22.3	85,654 25.4	2.86	1.83	2.58
世 帯 数	128,169	138,102	147,350	155,972	1.55	1.34	1.17	
一世帯当たり人数	2.63	2.47	2.31	2.16	(注) 推計値			

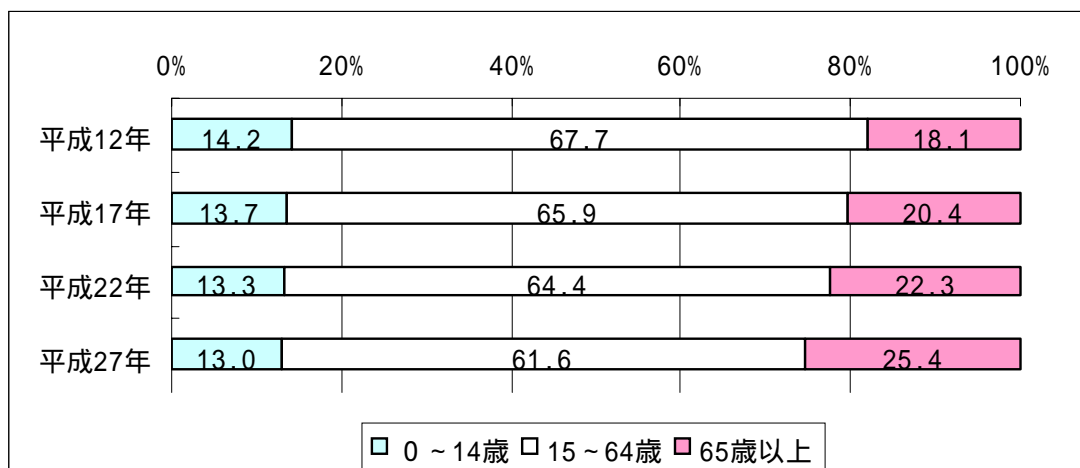
各年の人口欄で下段に記載している数値は、それぞれ構成比率である。

人口については、過去の国勢調査結果を基にコーホート変化率法により推計した。

世帯数および一世帯当たり人数については、人口推計を基にトレンド法により推計した。

平成12年の総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢階層別人口の計と一致しない。

図表 年齢階層別人口の推移



## 2 就業区分

新市の就業人口は、平成18年から減少傾向で推移するものと見込まれ、平成27年では158,136人と推計されます。

産業別の構成比率については、第1次産業および第2次産業ではともに低下していくものの第3次産業では高くなっていき、平成27年では第1次産業が0.9%、第2次産業が13.1%、第3次産業では86.0%と見込まれます。

### 就業人口の推計

(単位：人、%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率		
					H12-H17	H17-H22	H22-H27
就 業 人 口	161,234	162,901	161,686	158,136	0.21	0.15	0.44
第 1 次 産 業	4,202 2.6	2,996 1.8	2,093 1.3	1,482 0.9	5.74	6.03	5.84
第 2 次 産 業	34,179 21.2	31,736 19.5	27,171 16.8	20,621 13.1	1.43	2.88	4.82
第 3 次 産 業	122,853 76.2	128,169 78.7	132,422 81.9	136,033 86.0	0.87	0.66	0.55

各産業分類ごとの人口欄で下段に記載している数値は、それぞれ構成比率である。

過去の国勢調査結果を基にトレンド法により推計した。

分類不能については除外してある。

## 第5章 まちづくりの基本方針

### 1 まちづくりの目標

・・・しあわせ実感 緑の健康文化都市・・・

今日、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、低成長・マイナス成長の恒常化、地方分権の進展など、地方自治を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

こうした中、地方自治体は行政の守備範囲の明確化や選択主義への転換、行財政運営の効率化、さらには市民力の発揮などにより、都市経営能力のさらなる向上をはかり、時代に即応した行政のあり方を確立していく必要があります。また、斬新な発想と地域資源の有効活用により、地域の特性を活かして都市個性を発揮していくことも重要です。

このような状況下で、陸・海・空の交通要所に位置する新市は、秋田県の県都として、そして中核市として、さらに強い力で全県域をリードするとともに、北東アジアの拠点都市として、グローバルな視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえ、新市においては、商工業や芸術文化、福祉、医療、教育、観光・サービスなどの広範な分野で力強く地域を牽引する高次集積都市・先進都市をめざします。さらに、恵まれた自然や風土と調和した緑豊かな住み良い都市環境のもと、すべての市民が生きがいを持ってしあわせに暮らすまちをつくります。

そのため、第10次秋田市総合計画の基本理念である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を合併後のまちづくりの目標に掲げ、新市の特性を最大限に活かしつつ、市域全体の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、そして市民生活のさらなる向上をはかります。

## 2 まちづくりの方向

まちづくりの目標である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」達成のため、新市の市政の各分野におけるまちづくりの基本的な方向として、次の将来都市像を設定します。

### (1) 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、これら都市を取り巻く環境と調和したバランス良い各種都市基盤の整備につとめるとともに、土地利用の高度化等により県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

そして、緑豊かな住み良い都市空間を創出することにより、市民が快適に暮らす、魅力あるまちをめざします。

### (2) 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち

安定した市民生活の基盤が確保できるよう、地域の特色を活かしつつ各種産業の均衡ある発展と雇用確保につとめるとともに、創業の促進や固有の観光資源の有効活用をはかります。

そして、活力ある地域経済を確立することにより、あらゆる世代が豊かに暮らせ、将来に夢と希望を持てるまちをめざします。

### (3) 安心して健康にすごす助け合いのまち

思いやりと助け合いの心を広げ、市民生活の実情に即した社会福祉や保健衛生を充実するとともに、救急・医療体制や消防力、防災体制の強化につとめます。

そして、人にやさしい仕組みづくりにより、すべて人が安心して健康に暮らせるまちをめざします。

### (4) 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち

学校教育の充実につとめるとともに、一生を通じてさまざまな学習活動や文化活動・スポーツに親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

そして、郷土の歴史と伝統を誇りに、市民が自ら可能性を伸ばし、常に生きがいのある人生を送れるまちをめざします。

### (5) 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかるとともに、地方分権に対応した行政能力・機能の強化につとめます。

そして、市民自らが郷土の将来を考え、市民が主体となって地域づくりに参加・参画できる開かれたまちをめざします。

### 3 地域別振興計画の方針

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されることから、第10次秋田市総合計画地域振興計画における地域区分および河辺地域・雄和地域ごとに、地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、次のとおり地域振興の方針を定めます。

中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	河辺地域	雄和地域
(人口) 78,571人	66,833人	36,833人	49,525人	86,896人	10,507人	8,081人
(世帯数) 35,432 世帯	28,641 世帯	12,906 世帯	17,169 世帯	31,512 世帯	3,097 世帯	2,117 世帯
大町 旭北 旭南 川元 川尻 山王 高陽 保戸野 泉(JR 線西側) 千秋 中通 南通 榎山 茨島 八橋	東通 手形 手形山 泉(JR 線東側) 旭川 新藤田 濁川 添川 山内 仁別 広面 柳田 横森 桜 桜ガ丘 桜台 下北手 太平 大平台	新屋 勝平 浜田 豊岩 下浜	牛島 卸町 大住 仁井田 御野場 御所野 四ツ小屋 上北手 山手台	寺内 外旭川 土崎 将軍野 港北 飯島 金足 下新城 上新城	岩見三内 和田 豊島	川添 種平 戸米川 大正寺

人口・世帯数は平成14年10月1日現在。平成12年10月1日現在で実施された国勢調査結果を基礎に、毎月の住民基本台帳および外国人登録の異動状況をもとに推計したもの。

#### (1) 中央地域

中央地域は、行政、経済、産業等の各種機能が集積し、秋田市都市機能の中樞をなす地域ですが、モータリゼーションの進展等に伴い、都心部において空洞化

が進んでいます。そのため、市民のライフスタイルの大きな流れをこの地域の中核をなす中心市街地に引き寄せるべくその再構築を進めるとともに、周辺部では利便性の高い居住環境の整備をはかり、新たな秋田市の顔創出をまちづくりの基本とします。

具体的には、秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業等を推進し、魅力あふれる都市基盤の形成をはかるとともに、多様な視点からの土地の高度利用を促進します。さらに、大町・通町地区を経て山王地区に至る連続的かつ一体性のある都市基盤整備をはかり、にぎわいと活力に満ちた都心軸を形成します。

千秋公園については、自然と文化が調和した都心部のシンボルとして、総合的な環境整備をはかり、市民の憩いの場や観光資源として最大限活用します。

山王地区は、行政、文化、福祉施設等の公共公益施設の充実をはかるほか、周辺の八橋運動公園の再編整備を行い、景観形成等に配慮したまちづくりを進めます。

旭北、旭南、川尻、高陽、保戸野、八橋、泉、南通、楢山、茨島地区等の住宅地については、商工業施設等との調和をはかりつつ、良好な居住環境の形成を促進するとともに、周辺環境の整備・保全につとめます。

## (2) 東部地域

東部地域は、近年、秋田駅東地区の都市基盤整備が進むなど、急速に市街化が進んでいる地域です。今後は、秋田駅東口を中心とした高次都市基盤の整備等により都市機能の充実をはかる一方、生活道路や下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。また、豊かな自然環境を保全し、これを活かした居住性の高いまちづくりを進めます。

秋田駅周辺については、秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業の実施などによる基盤整備と（仮称）拠点センターによる新たな都市機能集積を進め、魅力ある都市拠点の形成をはかるとともに、秋田中央インターチェンジと都心部を直結する秋田中央道路を整備し、秋田駅東西の連絡強化と中心市街地の活性化、都心部と河辺・雄和地域とのアクセス向上等をはかります。

手形、旭川、東通、横森、桜、新藤田、広面地区等とこれらに連なる住宅地については、土地区画整理事業や下水道整備、道路整備などの基盤整備を充実し、居住環境の向上につとめます。

添川、柳田、下北手など周辺の農業地域については、生産基盤の整備と農地の保全につとめ、農地と調和した居住環境の整備を進めます。

山内、仁別、太平地区の太平山周辺の丘陵地については、社会教育、観光・レクリエーションの拠点として、太平山自然学習センターの有効活用や太平山リゾート公園の整備を進めるなど、豊かな自然を保全しながら自然と調和した整備を推進します。

## (3) 西部地域

西部地域は、良好な住宅地とこれに隣接した商業地や工業団地を抱え、南側に



は山林をはじめとする豊かな自然環境を有した地域です。今後は、生活基盤や商工業基盤の整備、企業誘致等により地域の活性化をはかるとともに、豊かな自然を活かした良好な居住環境を形成していきます。また、都心部や隣接地域とのアクセスを整備することにより、地域全体の生活機能の向上をはかります。

このうち、勝平、向浜地区については、自然環境に配慮しながら住宅地、工業地の整備を進めるとともに、旧秋田空港跡地の有効活用、向浜のスポーツ施設を中心とする市街地近接型のスポーツレクリエーション空間の形成等により地域の活性化をはかります。

新屋、浜田地区については、新屋駅前周辺に商業の集積をはかり、駐車場、イベント広場、歩道空間等、商業環境の一体的整備を進めるなど、魅力ある地域の商店街形成を促進するとともに、良好な市街地の形成をめざします。また、秋田公立美術工芸短期大学、大森山公園・動物園、浜田森林総合公園、新屋海浜公園、大川端带状近隣公園、雄物川河川敷でのイベント等の活用により地域の活性化をはかります。

豊岩、下浜地区については、自然環境および周辺住宅地へ配慮しながら工業団地の整備や企業誘致を進めるとともに、良好な居住環境形成のため、生活道路等の基盤整備を行い、地域の活性化をはかります。また、農地については基盤を整備し、生産性の向上をめざすとともに、その保全につとめます。

#### (4) 南部地域

南部地域は、秋田新都市の整備や仁井田地区等における宅地造成により、本市において最も人口の伸びが大きな地域です。しかしながら、市全体としては、人口増加率が鈍化していることや大規模開発団地における住宅建設に遅れが生じていることから、今後は、幹線道路や生活道路、下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。また、都心部や隣接地域とのアクセス整備により、地域全体の生活機能の向上をはかります。

御所野地区の秋田新都市では、産・学・住が調和した環境と、秋田空港や秋田自動車道とのアクセス優位性を活かし、既成市街地および隣接する河辺・雄和地域の都市機能補完に向けた整備を進めます。

牛島、卸町地区の商業・住宅地については、中央地域と隣接する利便性の高さを活かした環境整備をはかるほか、隣接する大住、仁井田、御野場地区の住宅地についても、自然環境を活かしながら、生活基盤の充実した豊かな住環境を整備します。

四ツ小屋、上北手地区などの農業地域については、生産基盤を整備し、農地を保全しつつ、農地と調和した居住環境の整備を進めます。

#### (5) 北部地域

北部地域は重要港湾である秋田港とその後背地を擁するとともに、史跡や生活基盤の整った良質な住宅地、田園、山林等の豊かな自然環境を有するなど、多様な特性を持った地域です。そのため、地域の拠点地区である土崎地区の都市機能

を高めながら、周辺地区を緑豊かな住宅地として生活基盤の整備を進めるとともに、港湾機能や中央地域との良好なアクセス等、地域の利便性を活かしたまちづくりを行います。特に、港湾機能を本市全体の活性化に活かすべく、陸路・空路の交通結節点とのアクセス向上をはかります。

このうち、土崎地区は、秋田港の後背地としての地理的条件に加え、多様な歴史的特性を活かした商店街振興やまちなみ整備をはかり、にぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、北東アジア貿易の拠点として、さらには北部地域の拠点地区としての機能強化につとめます。

寺内、将軍野地区については、秋田城跡を史跡公園として整備する一方、高清水公園に隣接する住宅地の良好な住環境を保持します。

飯島、外旭川地区については、既存市街地において、下水道や生活道路などの生活基盤の整備を進めるとともに、農地の保全につとめます。

金足、下新城、上新城地区については、豊かな自然や大滝山自然公園等の大規模公園を市民の憩いとくつろぎの場として活用するとともに、農地の保全や生活環境の整備をはかります。

#### (6) 河辺地域

河辺地域は、太平山の豊かな緑や清らかなせせらぎといった自然資源、さらには空港や高速道路、国道13号、JR和田駅等の交通の利便性に恵まれていることから、こうした地域特性を活かした観光や産業の振興をはかります。また、基幹産業である農業に関して、生産性の向上と産地間競争時代への対応をはかるとともに、都市と農村の交流、農業関連産業の起業化を推進します。さらに、都心部とのアクセス向上に加え、上下水道や道路等の生活基盤、情報通信網の整備による良好な居住環境の創出につとめるとともに、和田地区に地域の中心としての機能を集積しながら職住近接による地域活性化をはかり、豊かな自然と生活の利便性を十分に享受できる、安らぎと緑のある快適な地域づくりを進めます。

岩見三内地区については、太平山県立自然公園をはじめとして、観光秋田30景、新観光秋田30景にも選定される豊かな自然資源に恵まれていることから、これらを有効に活用し、市民や観光客が気軽に自然に親しめる空間「せせらぎの郷かわべ」の形成をはかります。また、ユフォーレ、岩見温泉等の宿泊観光施設と生涯スポーツ施設「スポパークかわべ」を有機的に連携させ、通年観光の促進につとめます。さらに、岩見三内地区から都心部へのアクセス向上や隣接する東部地域と連携をはかるとともに、農業集落排水事業等により生活基盤の整備を推進し、環境保全と住環境の向上につとめます。

和田豊島地区については、JR和田駅や秋田空港インターチェンジ、四車線化が進む国道13号があるほか、南部地域から秋田空港までのアクセス道路も順調に整備が進んでいることから、これらの恵まれた交通利便性を十分に活かし、河辺地区の基幹産業である農業の振興に加え、商業活動の見直しや七曲臨空港工業団地への企業誘致の推進などを積極的に推進します。また、隣接する雄和地域の川添地区や南部地域と連携をはかるとともに、都心部との交通アクセスの利便性を

活かし、和田駅を中心とした地域づくりを推進します。

#### (7) 雄和地域

雄和地域は、秋田空港や隣接する空港インターチェンジなど、高速大量輸送時代の核となる交通結節点を有していることから、その有効活用をはかるとともに、国際教養大学や県立中央公園などの地域資源を最大限に活用し、特色あるスポーツ・文化振興や国際交流・国際理解活動を促進します。また、優良農地の保全や生産基盤の整備による都市近郊型農業振興、都市と農村の交流事業、グリーン・ツーリズム事業を積極的に進めます。さらに、都心部とのアクセス向上に加え、上下水道や道路等の生活基盤、情報通信網の整備による良好な居住環境の創出につとめ、豊かな自然や田園と共生した快適で利便性の高い地域づくりを進めます。

具体的には、川添地区については、地域の中心としての機能集積が見られることから、雄和地域における拠点として、隣接する河辺地域の和田豊島地区および西部地域や南部地域と連携した地域づくりを進めていきます。特に、都心への距離的・時間的優位性を活かすほか、優れた自然環境や景観の維持・保全につとめながら住環境を整備するとともに、臨空港地区という特性を活かした企業誘致を進めます。

種平・戸米川地区については、秋田県農業試験場が立地するという特性を活かしながら、先進的農業の育成につとめます。また、高尾山や種沢りんご園など、豊富な観光資源を整備・活用し、糠塚華の里や県立中央公園、雄和ふるさと温泉ユアシスなどと一体的な観光ルートを確立し、都市部の住民に癒し・憩いの場を提供しながら、交流促進をはかります。

大正寺地区は、自然豊かな雄和地域のサブタウンとして、生活道路の整備や農業集落排水事業を進めるなど、さらなる居住環境の向上につとめます。また、温泉資源を活用し、健康増進や生きがい活動支援などの拠点づくりをはかるほか、秋田市の都心部、本荘・由利地域、大曲・仙北地域の間接点に位置するという立地特性を活かして、幹線道路の整備等を促進します。

## 第6章 まちづくり計画

### 第1 施策体系

#### 1 「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくり

- (1) 土地利用計画と都市計画の推進
- (2) 交通体系の整備
- (3) 道路網の整備
- (4) 市街地の開発整備
- (5) 住宅環境の整備
- (6) 上・下水道の整備
- (7) 都市緑化の推進
- (8) 環境の保全と新エネルギーの活用
- (9) 資源循環システムの充実
- (10) 高度情報化への対応

#### 2 「豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち」づくり

- (1) 商業・サービス業の振興
- (2) 貿易の振興
- (3) 工業の振興
- (4) 創業の促進と既存中小企業の支援
- (5) 雇用および労働福祉対策の推進
- (6) 観光・コンベンションの振興
- (7) 農林水産業の振興と市場流通システムの整備

### 3 「安心して健康に過ごす助け合いのまち」づくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者保健・福祉の充実
- (3) 障害者保健・福祉の充実
- (4) 母子保健・児童福祉の充実
- (5) 保健体制の充実
- (6) 衛生体制の充実
- (7) 医療・救急体制の充実
- (8) 社会保障の充実
- (9) 消防力と防災体制の強化
- (10) 安全・安心な暮らしへの支援

### 4 「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 高等教育の充実
- (3) 社会教育の充実
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 市民文化の振興

### 5 「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」づくり

- (1) 市民活動の促進
- (2) 男女共生社会の充実
- (3) 市民との情報交流の充実
- (4) 姉妹都市等交流・平和活動の推進
- (5) 地方分権と地域連携の推進
- (6) 行政改革の推進と行政能力の強化



議案第17号

地方税の取扱いに関する件

地方税の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。  
ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。
- 2 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。
- 4 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。

平成15年9月29日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

## 河辺町・雄和町と制度の異なる税目における調整方針

## 1. 税率等

区 分		税率等	調整方針
個人市町民税	均等割	秋田市～2,500円(標準税率) 河辺町・雄和町～2,000円(標準税率)	平成17年度から秋田市の制度に統一する。
法人市町民税	均等割	秋田市～制限税率 河辺町・雄和町～標準税率	平成19年度まで標準税率による不均一課税を実施する。なお、秋田市に事務所等を有し、かつ河辺町又は雄和町に事務所等を有する法人については、合併時に秋田市の制度に統一する。
	法人税割	秋田市～14.7%(制限税率) 河辺町・雄和町～12.3%(標準税率)	
固定資産税		秋田市～1.6%(超過税率) 河辺町・雄和町～1.4%(標準税率)	平成20年度まで不均一課税を実施する。 河辺町・雄和町の税率を平成17年度までは現行税率(1.4%)とし、平成18～20年度は1.5%とする。
入湯税		一人一日150円 (秋田市の日帰りのみ75円)	合併時に秋田市の制度に統一する。
事業所税		資産割～600円/㎡ 従業者割～従業者給与総額の0.25%	平成19年度まで課税免除とする。

個人市町村民税均等割の税率は、地方税法において人口規模別に定められている。  
 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円  
 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円  
 (3)(1)および(2)の市以外の市並びに町村 年額 2,000円

## 2. 納期

平成17年度から秋田市の制度に統一する。(個人市町民税・固定資産税・軽自動車税)



議案第18号

町（字）の区域および名称の取扱いに関する件

町（字）の区域および名称の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行どおりとする。
- 2 河辺町および雄和町の区域内の町（字）の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあつては、河辺の後に現行の町（字）の名称を続け、雄和町にあつては、雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。

平成15年9月29日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

## 町(字)の区域および名称の取扱いについて

### 1 町(字)の名称の具体例

河辺町の場合	現 行	河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎 3 8 番地 2
		┌──────────┐ ┌──────────┐ 町 字
	合併後	秋田市河辺和田字北条ヶ崎 3 8 番地 2
		┌──────────┐ ┌──────────┐ 町 字
雄和町の場合	現 行	河辺郡雄和町妙法字上大部 4 8 番地 1
		┌──────────┐ ┌──────────┐ 町 字
	合併後	秋田市雄和妙法字上大部 4 8 番地 1
		┌──────────┐ ┌──────────┐ 町 字

### 2 適用法令および処理手順

#### ( 1 ) 適用法令 ( 抜粋 )

地方自治法

( 市町村区域内の町又は字の区域 )

第 2 6 0 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

#### ( 2 ) 処理手順

町(字)の名称変更は新市となる合併施行日以後の手続となる。

新市の議会へ旧河辺町、旧雄和町の地域の町名変更議案を提出

市議会で議決

秋田県知事へ届出

秋田県知事による告示

上記手続は合併日に実施する。

町・字の名称変更に伴う主な手続について

項目	件名	住民の手続等	費用	関係機関
土地建物などの登記簿	土地・建物登記簿の表題部の所在覧の訂正 登記簿の不動産所有者の住所変更登記 登記簿の抵当権などの住所変更登記 不動産の権利書	手続必要なし		秋田地方方法務局
法人等登記簿	会社などの法人登記と代表者の住所変更登記 (本・支店の所在地の表示変更、代表者の住所 変更)	手続必要なし		秋田地方方法務局
運転免許・車検証等	運転免許証の住所変更	更新時で可 (変更希望があればいつでも可)		秋田警察署 運転免許センター
年金証書等	車検証の住所変更	手続必要なし (変更希望があればいつでも可)	(代書代・用紙代)	秋田陸運支局 自動車会議所
各種免許・許可証	国民年金・厚生年金の加入者又は受給者 その他各種共済年金の加入者又は受給者	手続必要なし		秋田社会保険事務所 発行元の各機関
その他各種証書等	保健所の発行するもの 秋田県の発行するもの 国民健康保険被保険者証 老人保健法・福祉保健法医療受給者証 住民票・戸籍・印鑑登録原票の住所変更 その他の市の台帳関係 郵便局・税務署・公共料金関係	手続必要なし 手続必要なし 手続必要なし 手続必要なし 手続必要なし (市役所で自動的に変更)		秋田市保健所 秋田地域振興局 秋田市 郵便局等各機関

上記は、平成15年9月現在で各関係機関から聞き取りした結果に基づくものであり、確定事項で無いものも含まれる。



議案第19号

慣行の取扱いに関する件

慣行の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

平成15年9月29日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久



議案第20号

都市計画の取扱いに関する件

都市計画の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。

平成15年9月29日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久